

## 神奈川県農業経営士認定要綱

### 第1 目的

農業の近代化に対応する新しい有能な農業者を育成するためには、近代的感覚で農業を実践し、その優れた成果に基づいて、農業後継者等（就農希望者、新規参入者、離職就農者を含む。）の学習意欲を喚起する、地域の農業者の指導援助がきわめて重要である。この要綱はこの指導援助を担いうる優れた農業者を農業経営士として認定するために必要な事項を定める。

### 第2 農業経営士の役割

農業経営士の役割は次のとおりとする。

#### 1 農業後継者等の指導と情報の提供

農家研修生の受入れ等については、農家研修生等指導農業者名簿に登録して実施する。

この要綱に定めるもののほか、農家研修生等指導農業者名簿に関し必要な事項は別に定める。

#### 2 農業経営に関する資料の提供

#### 3 国内外の農業事情の調査と地域への波及

#### 4 地域の農業協同活動への積極的参加

### 第3 農業経営士認定基準

農業経営士は次の各号を満たす者とする。

1 神奈川県で農業を行っている者で、自ら近代的感覚で農業を実践し、簿記記帳、経営診断、経営設計等の経営知識や高度な技術を有するとともに、農家研修生の受入れや農業理解促進等農業の振興に積極的な役割を果たし、地域農業の中核者となりうる者。

2 簿記を記帳し農業所得が概ね 600 万円以上又は農業所得が黒字で年間販売額が概ね 1,500 万円以上（畜産は概ね 3,000 万円以上）の経営体の農業経営の責任者、又は経営に参画し責任を分担していると認められる者。ただし、別表に掲げる市町村については営農条件等を勘案し認定基準の農業所得を概ね 450 万円以上又は農業所得が黒字で年間販売額が概ね 1,000 万円以上（畜産は概ね 2,000 万円以上）の者。

農業所得は、原則前年度の経営成果で審査するが、市場価格の下落など所得減少により認定基準の農業所得を満たしていない場合は過去3年、施設の建設、高額な農業機械の導入により認定基準の農業所得を満たしていない場合は導入前（過去5年まで）の経営成果により審査を行うことができる。

なお、経営に参画し責任を分担していると認められる者の基準は次のとおりとする。

(1) 家族経営協定を締結し、役割分担が明確になっている者

- (2) 家族経営協定を締結していないが、役割分担が明確になっており、申請後1年以内に締結が予定されている者
- (3) 経営体の約款等で役割分担が明確になっている者
- 3 農業後継者等の指導者として、教育的指導が可能な者  
教育的指導については別紙の区分により判断するものとする。
- 4 農家研修生の受入れが可能な者  
農家研修生の受入れについては別紙の区分により判断するものとする。
- 5 農業の振興に積極的な役割を果たす意志を有する者
- 6 申請年齢  
申請当該年度において30歳以上55歳以下の者を認定の対象者とする。

#### 第4 認定の方法

##### 1 認定の申請

農業経営士の認定申請は以下に定める手続きにより知事に申請する。

##### 2 提出書類及び方法

(1) 認定申請に必要な書類は次のとおりとする。

ア 神奈川県農業経営士認定申請書（第1号様式）

イ 身上調書（第2号様式）

ウ 経営調書（第3号様式）

エ 経営レポート（第4号様式）

オ 経営実績の参考書類

簿記（貸借対照表、収支計算書等の主要部分）又は税務署の受付印のある青色決算書の写し等

カ 前年度の農業所得が認定基準を満たしていない場合は、追加経営調書（第9号様式）及び基準を満たしている年度の経営実績の参考書類（第4の2の(1)のオ）

(2) 農業経営士の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、前項に規定する書類4部を、申請者の住所地を管轄する市町村を所管する地域県政総合センター所長（横浜川崎地域にあつては横浜川崎地区農政事務所長）（以下「地域県政総合センター所長等」という。）に提出する。

(3) 認定申請書等の提出を受けた地域県政総合センター所長等は、申請内容に不備がないことを確認の上、申請者の住所地を管轄する市町村に意見書（第5号様式）の提出を求めることとする。

(4) 地域県政総合センター所長等は認定申請書等を申請者の住所地を管轄する農業技術センター所長、農業技術センター各地区事務所長又は畜産技術センター所長（以下「農業技術センター所長等」という。）へ送付する。

(5) 農業技術センター所長等は、農業経営士認定関係書類を精査したうえ、「農業経営士認定に関する意見書」（第6号様式）を認定申請書に付し、地域県政総合センター所長等へ送付し、地域県政総合センター所長等から環境農政局農水産部長に提出する。

#### 第5 農業経営士認定委員会の設置

農業経営士の申請の適否について付託するため、農業経営士認定委員会を設置する。

#### 第6 認定

農業経営士の認定は委員会の決定に基づき、知事が認定する。

#### 第7 認定証書の交付

知事は前条において認定した者に対し、認定証書（第7号様式）を交付する。

#### 第8 認定の抹消

認定を受けた者が認定の抹消を申し出る場合は、認定の抹消申請書（第8号様式）を地域県政総合センター所長等に提出し、地域県政総合センター所長等から環境農政局農水産部長に提出する。知事は抹消理由を確認後、受領通知書（第10号様式）を認定の抹消を申し出た者に送付する。

#### 第9 認定の取り消し

知事は、認定を受けた者に農業経営士にふさわしくない行為があった場合、並びに認定申請にあたり農業経営士の信用を失墜させる虚偽の事項をもって申請を行った場合、認定を取り消すことができる。

#### 第10 その他

この要綱以外の必要事項については別に定める。

##### 附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、昭和58年7月26日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、昭和61年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3の2関係)

愛川町、清川村

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

箱根町、真鶴町、湯河原町

相模原市（緑区のうち、青根、青野原、青山、太井、小倉、小原、小淵、川尻、久保沢1丁目、久保沢2丁目、久保沢3丁目、佐野川、澤井、城山1丁目、城山2丁目、城山3丁目、城山4丁目、寸沢嵐、谷ヶ原1丁目、谷ヶ原2丁目、千木良、鳥屋、中沢、長竹、中野、名倉、根小屋、葉山島、原宿1丁目、原宿2丁目、原宿3丁目、原宿4丁目、原宿5丁目、原宿南1丁目、原宿南2丁目、原宿南3丁目、日連、広田、牧野、又野、町屋1丁目、町屋2丁目、町屋3丁目、町屋4丁目、三井、三ヶ木、向原1丁目、向原2丁目、向原3丁目、吉野、与瀬、与瀬本町、若葉台1丁目、若葉台2丁目、若葉台3丁目、若葉台4丁目、若葉台5丁目、若葉台6丁目、若葉台7丁目及び若柳の区域に限る。）

別紙

(第3 関係)

1 第3の3号に規定する教育的指導については次の区分により判断するものとする。

区 分	内 容
指導能力 (右記の全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営項目に関する農作物栽培または家畜の飼養管理等の技術、知識を有すること</li> <li>・ 農業経営に関する知識を有すること</li> <li>・ 上記を実施するにあたり必要な機器・設備等を有すること</li> </ul>
指導内容 (右記のいずれかに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者への技術・経営指導</li> <li>・ 農業後継者等への研修教育指導</li> <li>・ 生産団体等への組織運営指導</li> <li>・ 一般県民への農業理解促進に関する指導</li> <li>・ その他、県の農業振興に必要な指導で、農業経営士認定委員会において認可される指導内容</li> </ul>
指導実績 (右記のいずれかに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者等への技術講習、講演</li> <li>・ 農業経営に関する簿記記帳等の指導</li> <li>・ 農業青年組織、農協青壮年部及び生産組織等における組織運営指導</li> <li>・ その他、農業経営士認定委員会において認可される指導実績</li> </ul>

2 第3の4号に規定する農家研修生の受入れは次の区分により判断するものとする。

区 分	内 容
受入実績等 (右記のいずれかに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家研修生の受入実績がある者</li> <li>・ 農家研修生の受入実績を有しないが、受け入れる意志のある者</li> <li>・ 海外からの農家留学研修生の受入れが可能な者</li> </ul>
受入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家研修生の受入れにあたり指導に必要な機器・設備を有すること。但し、必ずしも宿泊施設の設置は要さない。</li> </ul>